

平成 25 年度沖縄県人事行政の運営等の状況

平成 26 年 9 月

沖 縄 県

目 次

第1 趣旨 ······	1
第2 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況 ······	2
(2) 再任用職員の採用の状況 ······	2
(3) 退職の状況 ······	3
(4) 職員数の状況 ······	3
ア 職員数の状況 ······	3
イ 年齢別職員構成の状況 ······	4
ウ 職員数の推移 ······	4
2 職員の給与の状況	
(1) 総括	
ア 人件費の状況（普通会計決算見込み） ······	4
イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み） ······	4
ウ 特記事項 ······	5
エ ラスパイレス指数の状況 ······	5
オ 給与改定の状況 ······	5
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	
ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 ······	6
イ 職員の初任給の状況 ······	8
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 ······	8
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	
ア 一般行政職の級別職員数の状況 ······	9
イ 昇給への勤務成績の反映状況 ······	10
(4) 職員の手当の状況	
ア 期末手当・勤勉手当 ······	10
イ 退職手当 ······	10
ウ 地域手当 ······	10
エ 特殊勤務手当 ······	11
オ 時間外勤務手当 ······	19
カ その他の手当 ······	19
(5) 特別職の報酬等の状況 ······	22
(6) 公営企業職員の状況	
ア 水道事業 ······	22
イ 工業用水道事業 ······	26
ウ 病院事業 ······	30
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の状況 ······	34
(2) 年次休暇の状況 ······	34
(3) 特別休暇等の状況 ······	35
4 休業の状況	
(1) 育児休業取得者 ······	36
(2) その他の休業 ······	37
5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況 ······	37
(2) 懲戒処分の状況 ······	37
6 職員の服務の状況	
常利企業等の従事許可の状況 ······	38

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の状況	38
(2) 勤務成績の評定の状況	40
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 厚生制度の状況	42
(2) 公務災害補償の状況	43
第3 人事委員会の業務の状況	
1 職員の競争試験及び選考の状況	
(1) 採用試験の実施状況	43
ア 上級試験	44
イ 中級試験	44
ウ 初級試験	44
エ 警察官試験	44
オ 身体障害者を対象とした採用選考試験	44
カ 採用試験の実施日程	44
(2) 採用選考の状況	45
(3) 昇任試験の実施状況	46
(4) 昇任選考の状況	46
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	47
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	50
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	51

平成25年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した平成25年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成25年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修 及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表）

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 県公報に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（平成25年度）

（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	130	53	13	32	228
事務職	74	53	11	4	142
技術職	56	0	2	28	86
警察職	58	0	37	0	95
教育職	0	0	0	485	485
企業職	8	0	0	222	230
現業職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- 1 一般行政職 2から5までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（平成25年度）

（単位：人）

区分	常時勤務	短時間勤務	合計
一般行政職	22	190	212
事務職	7	100	107
技術職	15	90	105
警察職	0	15	15
教育職	46	0	46
企業職	3	43	46
現業職	6	5	11

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成25年度）

(単位：人)

区分	定年退職	勧奨退職	その他の						合計
			普通退職	分免限職	懲戒免職	失職	死退亡職	任期満了	
一般行政職	154	21	31	1	1	0	7	0	215
警察職	45	18	9	0	0	0	0	0	72
教育職	232	56	33	0	5	0	8	3	337
企業職	46	13	162	0	0	0	0	0	221
現業職	6	4	0	0	0	0	0	0	10

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- 2 勧奨退職 任命権者が行う退職勧奨に応じた退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- 6 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- 7 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

ア 職員数の状況

(単位：人)

部門	区分	職員数			対前年増減数			平成25年度の主な増減理由
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
一般行政部門	議会	39	40	40	△ 1	1	0	一括交付金事業等、業務量の増加による増員
	総務企画	751	742	747	20	△ 9	5	福祉現場部門強化のための増員
	税務	177	171	177	△ 3	△ 6	6	那覇市へ保健所業務移管による派遣終了、業務統廃合縮小による
	民生	370	384	398	2	14	14	豊かな海づくり大会終了による
	衛生	583	552	529	△ 10	△ 31	△ 23	国際物流推進課設置等による
	労働	113	108	102	△ 1	△ 5	△ 6	新石垣空港開運業務廃止による
	農林水産	953	928	925	△ 25	△ 25	△ 3	
	商工	207	218	227	△ 1	11	9	
特別行政部門	土木	726	718	710	△ 20	△ 8	△ 8	
	小計	3,919 (148)	3,861 (147)	3,855 (166)	(△ 39 21)	(△ 58 △ 1)	(△ 6 19)	(参考：人口10万人当たりの職員数267人)
	教育	13,311	13,457	13,569	51 8	146 5	112 11	義務教育(児童増への対応) 法令基準の充足に伴う増員
公会計企業部門等	警察	2,873	2,878	2,889				
	小計	16,184 (15)	16,335 (26)	16,458 (34)	(△ 59 △ 5)	(151 11)	(123 8)	
普通会計		20,103 (163)	20,196 (173)	20,313 (200)	(20 16)	(93 10)	(117 27)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,407人)
会計企業部門等	病院	2,388	2,463	2,509	40	75	46	医師等欠員補充による増員
	水道	256	249	246	△ 3	△ 7	△ 3	事務事業の見直しによる減員
	下水道	72	71	75	△ 3	△ 1	4	管理業務の強化による増員
会計企業部門等	その他	25	10	11	△ 2	△ 15	1	欠員補充による増員
	小計	2,741 (29)	2,793 (36)	2,841 (53)	(32 4)	(52 7)	(48 17)	
	合計	22,844 (192)	22,989 (209)	23,154 (253)	(52 20)	(145 45)	(165 21)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,604人)

- 備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。
- 2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。
- 3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。
- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
 - (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
 - (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員
 - (4) 合計欄の最下段、括弧内の数値は条例定数の数値である。

イ 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)

	21歳 未満	21歳 ～ 25歳	26歳 ～ 30歳	31歳 ～ 35歳	36歳 ～ 40歳	41歳 ～ 45歳	46歳 ～ 50歳	51歳 ～ 55歳	56歳 ～ 60歳	61歳 ～ 以上	計
職員数	人 40	人 779	人 2,245	人 3,198	人 4,456	人 4,137	人 3,116	人 2,709	人 2,343	人 131	人 23,154

ウ 職員数の推移

年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の 増減数(率)
職員数	人 23,144	人 22,950	人 22,792	人 22,844	人 22,989	人 23,154	人 204(0.9%)

- 備考 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

- 2 組織再編等のあった部門にあっては、再編等の前の年については再編前の部門における合計職員数

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考) 平成24年 度の人件費率
平成25年度	人 1,443,291	千円 695,178,175	千円 3,359,135	千円 182,368,218	% 26.2	% 29.0

イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

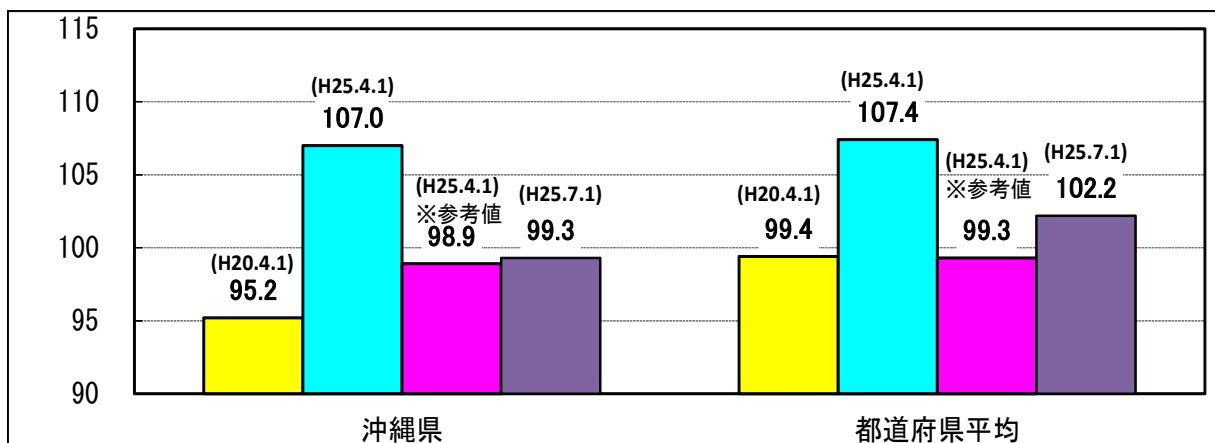
区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B ÷ A	(参考)都道 府県平均一人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成25年度	人 20,312	千円 88,160,468	千円 16,078,158	千円 31,119,216	千円 135,357,842	千円 6,664	千円 7,042

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。
- 2 表中「職員数」は、平成25年4月1日現在の人数である。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員(短時間勤務)）の給与費が含まれておらず、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ 特記事項

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間
実施済み	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
減額措置の内容	
(給料) 部長及び統括監級 △9.6% (平成26年1月1日以降は△2.0%) 課長、班長、主査及び副主査級 △7.6% (平成26年1月1日以降は△1.6%) 主任及び主事級 △4.6% (平成26年1月1日以降は△1.0%) (手当) 管理職手当 △10.0%	

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 備考 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の中間職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 「参考値」は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。
- 2 「参考値」は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

オ 給与改定の状況

(7) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の中間職俸給改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成25年度	円 345,066	円 345,212	△146円 (△0.04%)	- %	% 改定なし	% 改定なし

備考 表中「民間給与」と「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額である。

(イ) 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成25年度	月 3.94	月 3.95	月 △0.01	月 -	月 3.95	月 3.95

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

(7) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	41.0歳	312,842円	364,465円	342,195円
国	43.1歳	(332,446)円	—	(405,463)円
都道府県平均	43.4歳	335,404円	419,973円	375,236円

(イ) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A ÷ B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与 月額 (国比 較ベース)	対応する民 間の類似職	平均年齢	平均給与 月額 B	
沖縄県	51.5歳	306人	345,189円	392,050円	374,232円	—	—	—	—
うち運転士	50.1歳	65人	342,077円	400,081円	376,636円	自家用乗用自 動車運転者	48.7歳	209,100円	1.91
うち用務員	53.9歳	91人	347,903円	375,970円	370,577円	用務員	53.7歳	202,700円	1.85
うち農業技術補佐員	48.3歳	70人	341,616円	419,624円	387,396円	—	—歳	—円	—
うち介助員	54.1歳	28人	358,371円	379,658円	373,049円	—	—歳	—円	—
うち電話交換士	51.8歳	13人	347,262円	372,388円	353,339円	—	—歳	—円	—
うち印刷技士	52.5歳	4人	354,052円	380,767円	372,927円	—	—歳	—円	—
うち土木整備員	48.0歳	8人	336,525円	398,553円	386,473円	—	—歳	—円	—
うち守衛	51.5歳	3人	343,733円	415,322円	361,067円	守衛	54.8歳	148,600円	2.79
うち調理員・調理士	53.3歳	24人	338,846円	372,759円	353,658円	調理士	45.1歳	187,400円	1.99
国	49.9歳	3,272人	(286,850)円	—	(325,400)円	—	—	—	—
都道府県平均	50.6歳	304人	333,270円	388,918円	365,556円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C ÷ D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	6,272千円	2,659千円	2.36
うち用務員	6,014千円	2,809千円	2.14
うち農業技術補佐員	6,499千円	一千円	—
うち介助員	6,085千円	一千円	—
うち電話交換士	5,968千円	一千円	—
うち印刷技士	6,153千円	一千円	—
うち土木整備員	6,253千円	一千円	—
うち守衛	6,416千円	1,837千円	3.49
うち調理員・調理士	5,943千円	2,439千円	2.44

- 備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成22年から24年までの3か年平均）。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(イ) 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	42.0 歳	364,968 円	412,616 円
都道府県平均	44.8 歳	382,925 円	442,634 円

(イ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.3 歳	366,236 円	411,210 円
都道府県平均	43.7 歳	368,668 円	421,787 円

(オ) 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	39.5 歳	323,307 円	436,586 円	354,466 円
国	41.2 歳	(316,267) 円	—	(367,489) 円
都道府県平均	39.0 歳	320,810 円	461,749 円	364,672 円

- 備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 表の平均給料月額の欄及び平均給与月額（国比較ベース）の欄の括弧書は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

イ 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		沖縄県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	163,987(172,200)円
	高校卒	140,100円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	129,200円	—
高等学校教育職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—
警察職	大学卒	197,200円	190,460(200,000)円
	高校卒	161,500円	153,797(161,500)円

備考 表の国の欄の括弧書は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,052円	366,468円	390,204円	413,396円
	高校卒	215,317円	308,476円	342,518円	373,103円
技能労務職	高校卒	—円	312,433円	337,360円	351,250円
	中学卒	—円	290,180円	327,590円	347,441円
高等学校教育職	大学卒	299,226円	401,955円	425,062円	437,733円
	高校卒	—円	—円	—円	—円
小・中学校教育職	大学卒	298,822円	392,712円	413,180円	428,096円
	高校卒	—円	—円	—円	—円
警察職	大学卒	285,327円	376,743円	403,286円	427,907円
	高校卒	250,980円	337,118円	382,973円	415,460円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

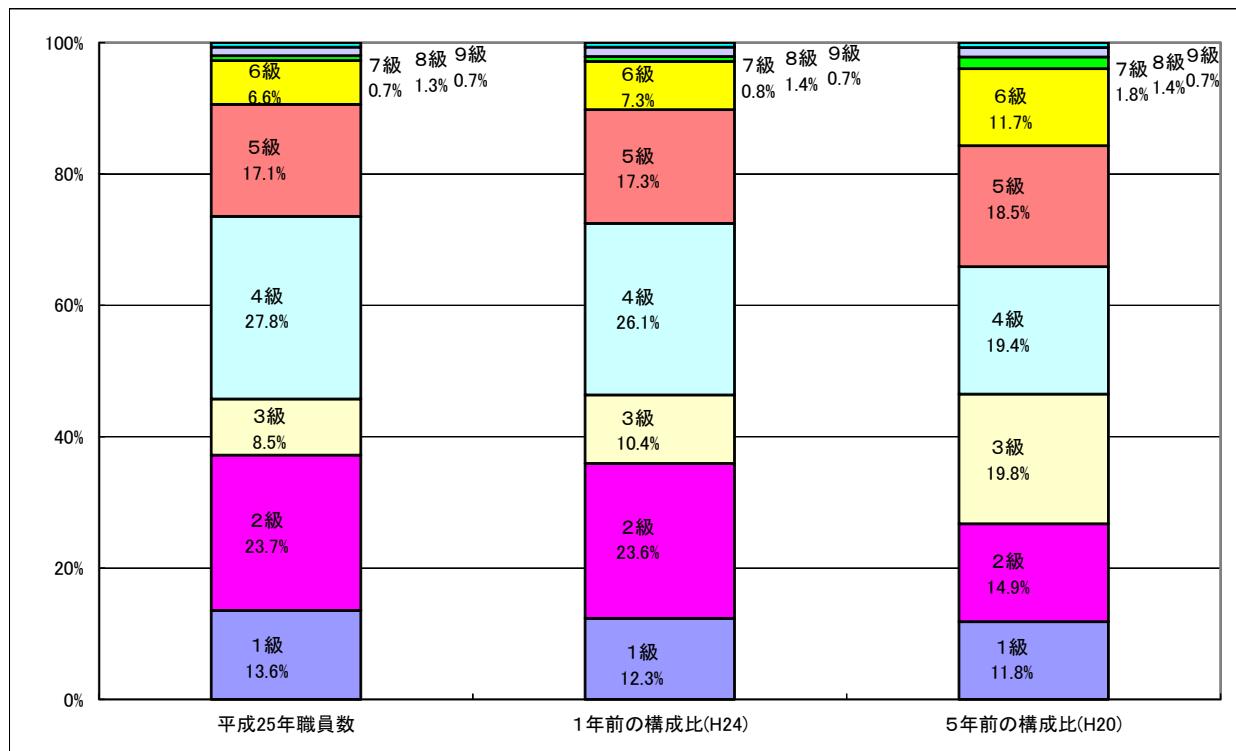
(7) 級別職員の数等

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事又は技師の職務	602人	13.6%	135,600円	243,700円
2級	1 副主査の職務 2 主任の職務	1,050人	23.7%	185,800円	307,800円
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	379人	8.5%	222,900円	354,700円
4級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,234人	27.8%	261,900円	388,300円
5級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	758人	17.1%	289,200円	400,600円
6級	課長又は副参事の職務	295人	6.6%	320,600円	422,600円
7級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	33人	0.7%	366,200円	456,200円
8級	統括監又は参事の職務	58人	1.3%	413,000円	478,200円
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	30人	0.7%	464,600円	537,700円

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(4) 級別職員の構成比



イ 昇給への勤務成績の反映状況

- (ア) 課長級以上の特定職員 人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好（標準）」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。
- (イ) 特定職員以外の職員 人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ「特に良好」「良好（標準）」「良好であると認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,426千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	(平成25年度支給割合) 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5%から20%まで 管理職加算 10%から25%まで

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 1 課長級以上の特定職員 人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好（標準）」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。
- 2 特定職員以外の職員 一律支給

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

沖縄県	国
(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 21.9725月分 27.465625月分	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分
勤続25年 31.3225月分 37.16625月分	勤続25年 32.83月分 38.955月分
勤続35年 44.4125月分 53.295月分	勤続35年 46.55月分 55.86月分
最高限度額 53.295月分 53.295月分	最高限度額 55.86月分 55.86月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算)
(退職時特別昇給 無)	(退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 5,842千円	1人当たり平均支給額 — 円
23,377千円	— 千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	58,466千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	769,289円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
北海道札幌市	1人	3%	3%
東京都特別区	44人	18%	18%
大阪市	5人	15%	15%
名古屋市	1人	12%	12%

医師・歯科医師	25人	15%	15%
県内市町村	20,236人	0%	0%
平均支給率		0.06%	0.06%

備考 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）			919,655千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）			87,130円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）			52.0%	
手当の種類（手当数）			44	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度 決算見込み)	左記職員に対する 支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員(現業職員を含む。)	(1) 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 (2) 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	72千円	日額230円
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び涉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	12,148千円	(1) 日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） (2) 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を1の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	10,192千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、観光商工部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する完了検査、保安検査、立入検査等の作業	12千円	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	2,314千円	日額230円 (警察官が特に困難な作業に従事した場合にあっては、690円)
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間ににおいて、業務に従事することを特別に命じられたとき	12,302千円	1時間500円

		の業務		
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	18,846千円	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員	福祉に関する業務		日額850円
	福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道建設事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	-	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	1千円	日額250円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	44千円	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被	52千円	1回5,200円 (特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合)

		害の防止に関する法律 (平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業		は、1回460円)
潜水作業手当	特定警察官、水産海洋研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。）に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	144千円	(1) 潜水深度20mまで 1時間310円 (2) 潜水深度30mまで 1時間780円 (3) 潜水深度30m超1 時間1,500円 (劣悪な環境下の場合は、1時間につき310円を加算)
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	521千円	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	5,352千円	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業（これに直接関連する業務を含む。） (2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) (2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業	-	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額1,100円 (4) 日額 820円 (5) 日額 820円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	579千円	1回800円
死体処理作	職員	死体の発見の場所又は解	47,402千円	1体につき1,600円か

業手当		割の施設において直接死体を取り扱う作業	ら3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	<p>沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務</p> <p>(1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務 (2)に掲げる業務を除く。)</p> <p>(2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務</p> <p>(3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務</p> <p>(4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）</p>	3,676千円 (1) 日額820円 (船長、機関長等は日額1,750円) (2) 日額1,640円 (船長、機関長等は日額3,500円) (3) 日額410円 (船長、機関長等は日額870円) (4) 日額230円
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	<p>沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務</p> <p>(1) 遠洋区域で実習船を停泊させない状態で行う実習における指導の業務</p> <p>(2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）</p>	 (1) 日額2,750円 (2) 日額1,650円
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に限る。）に勤務する職員	<p>(1) 下水道施設における汚泥等の処理作業</p> <p>(2) 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業</p> <p>(3) 汚泥等の採取作業</p> <p>(4) 汚泥等の化学試験及び検査作業</p>	537千円 日額450円 (4の作業に従事した場合、日額290円)
防疫等作業手当	職員	<p>(1) 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>(3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166</p>	236千円 (1) 日額290円 (2) 日額380円 (牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円) (3) 日額290円

		<p>号) 第2条に規定する家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そに限る。)の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業</p> <p>(4) 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業</p>	(4) 日額290円
	<p>(1) 保健所に所属する運転士</p> <p>(2) 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員</p>	<p>(1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ)の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業</p>	日額290円
有害薬物取扱等手当	<p>(1) 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術センター等に勤務する職員</p> <p>(2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員</p>	<p>(1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究又は病害虫防除の作業</p> <p>(2) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく立入検査又は毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務</p>	207千円 日額290円
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病害虫防除作業	
用地等交渉手当	土木事務所(用地班、河川都市用地班等)、ダム事務所(建設班)等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	8,550千円 日額750円 (業務が午後6時以降の場合、1,000円)
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	日額600円 (業務が午後6時以降の場合、1,000円)
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その	私服を着用して現場における犯罪の予防若しくは捜査(捜査の補助を含)	39,365千円 日額560円

	他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員	む) 又は被疑者の逮捕の作業		
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	4,970千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	2,656千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物搜索、捜索救助の作業	3,278千円	(1) 現場 日額560円 (2) 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	50,064千円	日額340円 (東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を加算)
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	105,253千円	(1) 深夜の全部の勤務 1回980円 (2) 2時間以上の勤務 1回650円 (3) 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	福祉保健部医務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	-	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	5,732千円	日額 290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1,773千円	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	-	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	53,312千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算）

教員 特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手若しくは寄宿舎指導員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	380, 462千円	日額6, 000円から日額12, 800円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額3, 400円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うものの又は沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例43号（以下「勤務時間条例」という））第3条第1項に規定する週休日若しくは勤務時間条例第7条に規定する休日若しくは勤務時間条例第7条の2に規定する休日の代休日に行うもの		日額3, 400円
		学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額2, 400円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額 900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕耘機）の運転作業	556千円	日額 230円
病害虫防除指導手当	病害虫防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病害虫の発生予察及び防除指導の業務	1, 423千円	日額870円から日額1, 700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操作訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	157千円	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、	489千円	1回につき1, 240円

		爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定により定められた教育委員会規則の規定により置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	118,683千円	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	531千円	日額640円 (特別の場合は、1,150円)
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	241千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	27,057千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	453千円	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外） (2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内） (3) 警戒区域に設定することとされた区域（屋外） (4) 警戒区域に設定することとされた区域（屋内） (5) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋外） (6) 居住者等が避難のた	13千円 (1) 日額20,000円 (2) 日額 5,000円 (3) 日額10,000円 (東京電力(株)福島第一原子力発電所を中心とする半径3kmの円内の区域の場合は、10,000円を加算) (4) 日額 2,000円 (5) 日額 5,000円 (6) 日額 1,000円	

	めの立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋内）	(1)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割
--	-------------------------------	---

才 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算見込み）	2,632,984千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	130千円
支給実績（平成24年度決算）	2,660,816千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	131千円

力 その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成25年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がない場合の1人目は11,000円）（16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算）	同じ	－	2,476,471千円	238,696円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ	－	2,050,453千円	283,996円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額 月額55,000円まで	1,542,155千円	93,165円

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	171,367千円	417,968円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	966,007千円	616,863円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額410,900円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額30,000円以内（10年間漸減しながら支給）	異なる	獣医師に支給なし	108,610千円	1,645,606円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	743,620千円	612,537円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、学校に応じ25%から8%までの割合を乗じた額			1,178,601千円	850,975円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は				

	6年間) 支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	/	/		
休日勤務手当	勤務時間条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	479,085千円	171,838円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	234,322千円	114,303円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,200円又は5,900円）	同じ	—	446,502千円	212,620円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	16,954千円	169,540円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額18,000円までの範囲内の額	/	/	735,686千円	62,676円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の4%又は2% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の6%又は3%	/	/	39,811千円	236,970円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6%（定時制通信教育手当を受ける者は4%）	/	/	109,856千円	247,423円

農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の 4 % (2) 管理職員以外の職員 給料月額の 8 %			28, 823千円	294, 112円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。 1 日につき3, 970円から6, 620円までの範囲内の額			-	-

(5) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分		給料月額等			
給料	知事 副知事	1, 230, 000円 970, 000円			
議員報酬	議長 副議長 議員	980, 000円 840, 000円 750, 000円			
期末手当	知事 副知事	(平成25年度支給割合) 2.95月分			
	議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) 2.95月分			
退職手当	知事 副知事	(算定方式) 123万円×在職月数×0.50 97万円×在職月数×0.42	(1期の手当額) 2, 952万円 1, 955万円	(支給時期) 任期毎 任期毎	

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用A	純損益又は実質収支	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成24年度の総費用に占める職員給与費比率
平成25年度	千円 15, 266, 834	千円 497, 374	千円 1, 718, 624	% 11.3	% 13.2

区分	職員数A	給与費				1人当たり給与費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
平成25年度	人 243	千円 921, 457	千円 245, 689	千円 343, 511	千円 1, 510, 657	千円 6, 217	千円 7, 065

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
 2 表中「職員数」は、平成26年3月31日現在の人数である。
 3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費213,821千円は含まない。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	42.3歳	329,784円	518,058円
団体平均	45.4歳	380,090円	586,557円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,414千円	1人当たりの平均支給額（平成25年度） 1,560千円	
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成25年4月1日現在）

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)	
(支給率) 勤続20年 21.9725月分 勤続25年 31.3225月分 勤続35年 44.4125月分 最高限度額 53.295月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 千円 23,250千円	(支給率) 勤続20年 21.9725月分 勤続25年 31.3225月分 勤続35年 44.4125月分 最高限度額 53.295月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	(支給率) 勤続20年 21.9725月分 勤続25年 31.3225月分 勤続35年 44.4125月分 最高限度額 53.295月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	1,672千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	557,232千円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	2人	18%	18%
大阪市	1人	15%	15%

d 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）		4,054千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）		33,501円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度見込み）		49.8%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度 決算見込み)	左記職員に対する 支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	382千円	1時間800円
用地等交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	0円	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	3,137千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	53千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	32千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	80千円	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に勤務する職員	倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	0千円	日額800円
		水質試験業務	370千円	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	0円	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算見込み）	101,707千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	482千円
支給実績（平成24年度決算）	105,184千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	494千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度 決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算見 込み)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	38,522千円	250,142円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ	—	32,184千円	272,748円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	39,274千円	167,837円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額	同じ	—	15,001円	681,882円

休日勤務手当	勤務時間条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	20,164千円	190,226円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	13,275千円	207,426円

イ 工業用水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 $B \div A$	(参考) 平成24年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成25年度	千円 308,099	千円 36,388	千円 27,326	% 8.9	% 10.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 $B \div A$	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成25年度	人 4	千円 13,552	千円 4,147	千円 4,801	千円 22,500	千円 5,625	千円 6,617

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
 2 表中「職員数」は、平成26年3月31日現在の人数である。
 3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円は含まない。

(4) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	37.5歳	289,968円	468,757円
団 体 平 均	45.1歳	361,430円	550,419円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(5) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,200千円		1人当たりの平均支給額（平成25年度） 1,510千円	
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分		(平成25年度支給割合) 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成25年4月1日現在）

沖 縄 県			(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.9725月分	27.465625月分	勤続20年	21.9725月分	27.465625月分
勤続25年	31.3225月分	37.16625月分	勤続25年	31.3225月分	37.16625月分
勤続35年	44.4125月分	53.295月分	勤続35年	44.4125月分	53.295月分
最高限度額	53.295月分	53.295月分	最高限度額	53.295月分	53.295月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算）	
(退職時特別昇給)	無		(退職時特別昇給)	無	
1人当たり平均支給額	－千円	－千円	1人当たり平均支給額	－千円	－千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	0円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	0人	18%	18%
大阪市	0人	15%	15%

d 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	131千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	65,400円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	50.0%			
手当の種類（手当数）	5			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	13千円	1時間800円
用地等交渉業務手当	配水管管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	0円	日額600円 (ただし、午後6時以降1,000円加算)
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	113千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	0円	日額300円
		交通の頻繁な国	0円	日額150円

		道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業		
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	5千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	0円	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に勤務する職員	水質試験業務	0円	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	0円	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算見込み）	1,611千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	537千円
支給実績（平成24年度決算）	1,729千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	576千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成25年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいる場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	366千円	122,000円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を	同じ	—	324千円	334,000円

	控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限は月額27,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居1に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	1,251千円	417,053円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(企業技監、統括監、参事、課長等)。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額	同じ	—	0円	0円
休日勤務手当	勤務時間条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	412千円	205,786円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	465千円	232,282円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)	同じ	—	0円	0円

ウ 病院事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 $B \div A$	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	千円 48,839,457	(純損失) 千円 250,927	千円 27,310,062	% 55.9	% 58.9

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 $B \div A$	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成25年度	人 2,624	千円 9,910,437	千円 5,543,802	千円 3,366,349	千円 18,820,588	千円 7,212	千円 7,322

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
 2 表中「職員数」は、平成26年3月31日現在の人数である。
 3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円は含まない。

(4) 特記事項

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間、国の要請等を踏まえた給料月額の減額措置を実施した。

(ウ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県			
医 師	44.2歳	483,963円	1,395,485円
看 護 師	39.5歳	284,319円	468,532円
事務職員	43.2歳	325,166円	511,419円
団体平均			
医 師	44.2歳	559,010円	1,380,555円
看 護 師	38.1歳	303,282円	483,992円
事務職員	43.8歳	357,616円	565,487円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(I) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,283千円	1人当たりの平均支給額(平成25年度) 1,471千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成25年4月1日現在）

沖 縄 県		(一般行政職・団体平均等)
(支給率)	自己都合 勤続・定年	
勤続20年	21.9725月分	27.465625月分
勤続25年	31.3225月分	37.16625月分
勤続35年	44.4125月分	53.295月分
最高限度額	53.295月分	53.295月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算）		
(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額	2,133千円	22,856千円
	1人当たり平均支給額	7,636千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	283,126千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	815,926円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	347人	15%	-%

d 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	755,481千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	321,208円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	89.6%			
手当の種類（手当数）	9			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度 決算見込み)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	0円	日額290円
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射	正規の勤務時間による勤務の一部又は全	0円	1回6,800円

線技師、薬剤師若しくは看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）又は管理者がこれらに準ずると認められる職員		が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において行われる看護等の業務	深夜における勤務時間が4時間以上	230,429千円	1回3,300円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	236,341千円	1回2,900円
			深夜における勤務が2時間未満	2千円	1回2,000円
病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務		9,785千円	1回1,620円	
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	55千円	日額5,000円	
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		16千円	日額1,500円	
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務	6,548千円	1時間500円	
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	245,262千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額	
	医師	病理学的検査の業務	3,600千円	月額100,000円	
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	18,005千円	月額50,000円	
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	4,995千円	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額	
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務	335千円	1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上	62千円	1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満		1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第5条に規定する精神障害者の搬送業務	0円	日額230円	

高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	46千円	日額230円
---------	----	--	------	--------

e 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算見込み）	2,107,836千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）	803千円
支給実績（平成24年度決算）	1,921,115千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	753千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成25年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	277,189千円	229,461円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居1に掲げる額の2分の1	同じ	—	323,961千円	271,970円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	170,261千円	86,077円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応	同じ	—	20,928千円	427,102円

	じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額	同じ	—	36,992千円	902,245円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給。 医師又は歯科医師 月額340,700円以内 (35年間漸減しながら支給)	同じ	—	1,256,351千円	3,620,608円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	310,897千円	529,637円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給 (人事委員会で定める条件に該当する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	345,931千円	225,657円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成25年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	(警察本部以外) 午前8時30分 (警察本部) 午前9時30分	(同左) 午後5時15分 (同左) 午後6時15分	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（平成25年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
518,195日	148,067日	13,629人	11日

- 備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。
- 2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。
- 3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

(3) 特別休暇等の状況（平成25年4月1日現在）

種類	付与日数
1 公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間
2 療養休暇（結核性疾患）	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病の場合は120日）の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内で、必要とする期間
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母及び子7日、祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日 (3) 5日
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続した15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮

			し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間)の範囲内の期間
18	中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1暦年について5日(子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間	
19	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月までの期間内に5日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)の範囲内の期間	
20	妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間	
21	妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間	
22	配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲内で必要と認める期間	
23	旧盆の場合	旧盆該当日のうち1日	
24	風水震火災その他天災地変により本人(10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。)又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	本人の住居の場合10日以内 家族の住居の場合5日以内	
25	骨髄移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間	
26	社会に貢献する活動を行う場合	1暦年について5日の範囲内の期間	
27	組合休暇(無給休暇)	1暦年について30日の範囲内の期間 (警察本部を除く)	
28	介護休暇(無給休暇)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、6月の期間内において必要と認められる期間	
29	新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	
30	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	
31	検疫法(昭和26年法律第201号)第16条第2項に規定する停留の対象となった場合	必要と認められる期間 (警察本部のみ)	

4 休業の状況(平成25年度)

(1) 育児休業取得者

(単位:人)

育児休業			育児部分休業			育児短時間休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
32	676	708	1	36	37	6	46	52

(2) その他休業

自己啓発休業			大学院修学休業			修学部分休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
3	3	6	2	1	3	1	0	1

配偶者同行休業		
男性	女性	計
0	0	0

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（平成25年度）

(単位：件)

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	771	771
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	1		1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合	第27条第2項			1	1
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者					0
合 計		0	1	772	773

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

- 2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。
3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成25年度）

(単位：件)

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1	2	3	5	11

職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	2	2	0	0	4
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	2	0	7	1	10
合 計		5	4	10	6	25

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

6 職員の服務の状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成25年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	208件	206件

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

主な研修の状況（平成25年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新規採用職員 前期研修	知事講話、ビジネスマナー、地方自治制度、地方公務員制度、文書事務の基本、会計事務の基本、県の組織と仕事、福利厚生と共に制度、行政の情報化、危機管理と災害対策、沖縄の振興について	平成25年度に採用された全職員及び年度中途に採用された職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。	2回	180人
新規採用職員 後期研修	財政のしくみ、地方自治法演習、地方公務員法演習、条例・規則のしくみ、行政改革、心と体の健康管理、少子高齢社会対策の現状と課題、沖縄の歴史と文化、沖縄戦について・県の平和推進事業について、仕事の進め方、国際ボランティア、沖縄の基地問題、多文化共生を意識した国際理解研修	新規採用職員前期研修修了者	2回	170人
【教育庁】 新規採用職員等研修会	公務員としての基礎的な知識及び事務処理方法を習得し、業務の円滑化を期す。	新規採用職員及び新たに行政に携わることとなった者	1回	40人
【警察本部】 新採用職員研修（初任科）	団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに体力気力の鍛成を図る。	平成25年度に採用された全警察職員	4回	98人
【警察本部】 昇任時研修	警察署中核となる勤務員としての知識技能の習得	巡査部長及び警部補に昇任し、又は承認が予定されている警察官	2回	24人
【警察本部】	警察官としての職業倫理を培い、	平成23年度新採用	3回	108人

新採用職員研修（初任補修科）	自信と誇りを持たせ人間性豊かな人格の形成を図るとともに、専門的な法学及び地域警察活動の基本となる法学、実務、術科の教養	職員（初任科）及び平成24年度に新採用職員研修（初任科）を終了した警察官		
【病院事業局】 新採用職員前期研修 (事務職員・コメディカル職員・看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員に知ってほしいこと ・県立病院の概要、経営状況 ・接遇、チーム医療グループワーク ・公営企業職員の服務について ・福利厚生、共済制度、公務災害 ・情報セキュリティについて ・医療現場の仕事と働き方 	新採用職員 (事務職員・コメディカル職員・看護師)	1回	158人
【病院事業局】 新採用職員後期研修 (事務職員・コメディカル職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療行政動向について ・リーダーシップから見る若手の役割 ・スポーツから見る強い組織 ・グループワーク（診療報酬のいろは、医療現場での働き方・実践編） ・給与制度について ・離島診療所における地域医療の実態 ・メンタルヘルスについて ・グループワーク（6ヶ月間の振り返りと今後の目標） 	新採用職員 (事務職員・コメディカル職員)	1回	37人
【病院事業局】 昇任職員研修 (看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・主任看護師に期待すること ・患者・地域のニーズに応える病院づくり ・災害における看護師の役割 ・意外に知らない材料の話 ・おきなわクリニカルショーレンセンタービー見学 	主任看護師	1回	32人
【病院事業局】 昇任職員研修 (コメディカル職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院の経営 ・メンタルヘルスについて ・職場におけるパワハラについて ・診療報酬について ・診療報酬の基礎知識 ・リーダーシップ ・グループワーク（中堅クラスに期待されること） 	主任・主査・班長級に昇任したコメディカル職員	1回	35人
【病院事業局】 交流職員研修 (事務職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員（交流職員）に知ってほしいこと ・県立病院の概要、経営状況 ・接遇、チーム医療グループワーク 	交流職員 (知事部局等から病院事業局へ配置された事務職員)	1回	16人
【病院事業局】 看護師長研修	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師長のための実践的マネジメント論 ・多様な勤務態勢導入の取り組みについて 	看護師長	1回	22人
主任級研修	中堅職員の役割と職場の人間関係、行政課題研究Ⅱ（ディベート）、公務員倫理Ⅰ及び行政改革メンタルヘルス、危機管理	平成24年度に主任に昇任した全職員	4回	127人
主査級第一部研修	メンタルヘルス、政策形成入門、公務員倫理Ⅱ、危機管理	平成24年度に主査相当職に昇任した全職員	4回	144人

主査級第二部研修	キャリアデザイン研修	主査級昇任後3年 以上経過した職員 のうち受講を希望 する者	1回	19人
班長級研修	県の組織について、コーチング、公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス、パブリシティとマスコミ対応、セクシュアルハラスメント・パワー・ハラスメント、危機管理、班長級職員の役割	平成25年度に本庁班長級に昇任した全職員	3回	146人
課長級研修	県の組織について、副知事講話、組織マネジメント研修、県職員の労務管理、職員の健康管理、パブリシティとマスコミ対応、危機管理、沖縄振興について	平成25年度に課長相当職に昇任した全職員及び課長相当職にある職員で所属長研修未受講者	2回	66人
管理者特別研修	副知事講話及び著名人による講演	本庁課長級（出先機関における相当職を含む。）以上の職にある職員	1回	299人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	23人 (内訳) 知事部局 21人 病院事業局 2人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	—	5回	8人

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

勤務成績の評定の状況（平成25年度）

	評定の方法	評定者	評定結果の活用
知事部局等	【評価方法】 業務遂行の過程において発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び業務実績を評価 【対象職員】 臨時の任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号級数及び勤勉手当の成績率の決定並びに定期人事異動
	【評価方法】 所属長等による勤務成績の報告及び面接 【対象職員】 条件付採用職員	所属長等	条件付採用職員の正式任用の判断
警察本部	【定期評定】 地方公務員法第40条第1項の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属等による勤務成績の報告	所属長等	昇任試験での加算措置等
	【条件付採用職員の正式任用】 地方公務員法第22条第1項の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】	所属長等	条件付採用職員の正式採用

	所属長等による勤務成績の報告		
	<p>【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた勤務成績の評定</p> <p>【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた勤務成績の評定</p> <p>【方法】 所属長等による内申報告</p>	所属長等	昇格及び昇給の実施
	<p>【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく勤務成績の評定</p> <p>【方法】 所属長等による勤務成績の報告</p>	所属長等	勤勉手当の成績率の決定
教育庁	<p>【評価方法】 意見聴取、意見書の提出</p>	所属長	定期人事異動等
議会事務局	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価及び職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価</p> <p>【対象職員】 課長級以上の職員</p>	所属長	昇給及び勤勉手当の成績率の決定
人事委員会	<p>【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく勤務成績の評定</p> <p>【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第32条の規定に基づく勤務成績の評定</p> <p>【方法】 所属長等による内申報告</p>	事務局長	昇格及び昇給の実施
	<p>【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条の規定に基づく勤務成績の評定</p> <p>【方法】 懲戒処分の有無及び処分の内容</p>	事務局長	勤勉手当の成績率の決定
	<p>【昇任】 職員の任用に関する規則第31条の規定に基づく勤務成績の評定</p> <p>【方法】 勤務良好の判断</p>	人事委員会	昇任に係る選考基準の証明
病院事業局	<p>【評価方法】 職員が業務遂行の過程で発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び業務実績を評価</p> <p>【対象職員】 臨時の任用職員を除く一般職員</p>	所属長等	昇給及び勤務手当の成績率の決定
	<p>【評価方法】 職員が業務遂行の過程で発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び業務実績を評価</p> <p>【対象職員】 条件付採用職員</p>	所属長等	正式採用するか否かの決定

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成25年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断 【警察本部】 (1) 婦人検診 (2) メンタルヘルスセミナー (3) 臨床心理士によるメンタルヘルス相談指導 (4) 禁煙教室	受診率97.5%（教育委員会については、事務局職員のみを集計している） 平成25年8月1日から同年9月30日まで 平成26年2月21日(80名) 平成25年度中 平成26年1月30日(70名)
職員の元気回復に関すること	職員球技大会	【知事部】 県内8ブロックにおいて、野球、バレー、ソフトボール等の種目及びその他のレク的種目の中から5種目以上を実施し、延べ4,183人が参加 【企業局】 ボウリング、ソフトバレー、ビーチ競技バドミントン 【病院事業局】 ソフトボール、バドミントン、ソフトバレー
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】4か所(301戸) 東京30戸、名護66戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】1か所 名護(4戸) 名護4戸 【教育庁】4か所(339戸) 沖縄本島164戸、久米島31戸、宮古69戸、八重山75戸 【病院事業局】3か所(35戸) 名護3戸、宮古8戸、石垣24戸
	警察職員待機宿舎	【警察本部】32宿舎、419戸
	ライフプランセミナー等	【知事部】 平成25年8月に退職準備型（受講者137人）、在職充実型（同122人）を開催した。また、宮古地区（同31人）、八重山地区（同28人）でも全年齢対象型を開催（全地区延べ318人受講） 【教育庁】 平成25年8月7日から同月9日まで生涯設計セミナーを開催（参加者209人） 【警察本部】 平成25年8月14日から同月16日まで各種ライフサイクルプランセミナーを開催（受講者249人）
	職員互助会の運営	【知事部】 団体名 沖縄県職員厚生福利振興会 公費補助金額 32,010千円 公費補助率 50% 会員数 5,692人 会員1人当たり補助金額 5,623円 主な給付の件数及び実績額 ・出産祝金 147件 740千円 ・配偶者出産祝金 156件 785千円 ・育児支援金 149件 5,155千円 ・スポーツ・レジャー・芸術鑑賞等助成金 2,673件 7,740千円 ・宿泊施設利用助成 4,708件 11,834千円 ・ボランティア活動助成金 11件 26千円 ・派遣職員支援事業 6件 412千円

	【教育庁】該当事項なし 【警察本部】該当事項なし
--	-----------------------------

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成25年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
52	207	224	3	0	32

イ 通勤災害（平成25年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
3	4	6	0	1	0

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成25年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行政 I	1,760	1,496	104	65	23.0
心理	33	29	5	2	14.5
社会福祉	82	69	17	8	8.6
電気	40	29	10	5	5.8
機械	31	23	9	4	5.8
土木	51	43	11	11	3.9
建築	34	29	8	7	4.1
化学	45	42	6	3	14.0
農業	58	51	15	10	5.1
農業土木	38	33	8	7	4.7
農芸化学	57	55	8	4	13.8
畜産	16	15	4	3	5.0
林業	12	9	2	1	9.0
水産	11	11	3	3	3.7
病院事務	75	64	8	4	16.0
警察事務	176	143	40	9	15.9
計	2,519	2,141	258	146	14.7

イ 中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
県立学校事務Ⅰ	456	336	36	18	18.7
県立学校事務Ⅱ	69	67	6	2	33.5
市町村立学校事務	885	665	121	41	16.2
計	1,410	1,068	163	61	17.5

ウ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	588	383	29	18	21.3
農業土木	12	10	2	1	10.0
警察事務	118	60	20	5	12.0
計	718	453	51	24	18.9

エ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	665	510	250	60	8.5
警察官A(女性)	116	79	35	7	11.3
警察官B(男性)	1,040	728	118	22	33.1
警察官B(女性)	279	149	24	4	37.3
計	2,100	1,466	427	93	15.8

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	30	25	6	2	12.5
計	30	25	6	2	12.5

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	4月9日	5月7日から同月20日まで	6月30日	7月19日	8月4日から同月26日まで	9月12日
中級試験	4月9日	7月22日から8月2日まで	9月29日	10月11日	10月27日から11月18日まで	11月28日
初級試験	4月9日	7月22日から8月2日まで	9月29日	10月11日	10月27日から11月18日まで	11月28日
警察官A	4月9日	5月7日から同月20日まで	7月13日及び同月14日	7月26日	8月10日から同月23日まで	9月5日
警察官B	4月9日	7月22日から8月2日まで	10月19日及び同月20日	11月1日	11月16日から同月29日まで	12月19日
身体障害者を対象とした採用選考試験	4月9日	7月22日から8月2日まで	10月20日	11月1日	11月28日	11月28日

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（平成25年度）

職種	選考申請人數						選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	病院事業局	その他	合計	
部長級	1					1	1
統括監級	1					1	1
課長級		4	3			7	7
班長級		5		1		6	6
主査級	3	9	2			14	14
主事・主任	2					2	2
科部長				3		3	3
科副部長				1		1	1
医長				4		4	4
医師	4			57		61	61
獣医師	7					7	7
保健師	3					3	3
看護師				117		117	117
薬剤師				6		6	6
管理栄養士	2			3		5	5
診療放射線技師				2		2	2
臨床検査技師	1			5		6	6
理学療法士				8		8	8
作業療法士				6		6	6
言語聴覚士				2		2	2
臨床工学技士				1		1	1
専門員		3				3	3
警察官			4			4	4
研究員			2			2	2
涉外事件調査員			1			1	1
航空整備士			2			2	2
船員			3			3	3
計	24	21	17	216		278	278

(3) 昇任試験の実施状況（平成25年度）

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成25年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長 (一般)	大学卒業者 巡査の階級に3年以上在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上在級している者 その他 巡査の階級に5年以上在級している者	第1次 平成25年5月3日 第2次 平成25年5月27日 第3次 平成25年6月20日及び同月21日	473	468	141	70	6.69
警部補 (一般)	大学卒業者 巡査部長の階級に2年以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年以上在級している者	第1次 平成25年4月27日 第2次 平成25年5月20日 第3次 平成25年7月4日及び同月5日	368	353	84	36	9.81
警部 (一般)	警部補の階級に4年以上在級している者	第1次 平成25年4月20日 第2次 平成25年5月8日 第3次 平成25年6月7日及び同月10日	307	301	50	18	16.72

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況（平成25年度）

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成25年度）

職種	選考申請人數										選考承認人數
	知事局	議議長	選挙管理委員会	代表監査委員	教育委員会	人委員会	警察本部長	企業局	病院事業局	合計	
部長級	8				1				1	10	10
統括監級	22				6		3	2		33	33
課長級	57	1			10		14	2	2	86	86
班長級	班長(主幹、課長補佐、事務長等含む。)	103			26	1	8	12	3	153	153
	研究主幹	8								8	8
	副校長	1								1	1
	科部(副)長								14	14	14
	看護主幹								8	8	8
	副薬局長								1	1	1

	課長(県立病院)								1	1	1
主 査 級	主査級(係長、事務 主査等含む。)	123	1	1		52	2	6	5	8	198
	主任技師	45							15	14	74
	主任研究員	12								12	12
	科技師(副)長									19	19
	医長									18	18
	室長									1	1
	計	379	2	1		95	3	31	36	90	637
											637

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成25年度）

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成25年10月8日	<p>報 告</p> <p>1 給与改定について</p> <p>(1) 納料表</p> <p>給料表については、職員給与が民間給与をわずかに上回っているものの較差が極めて小さいこと、また、国及び他の都道府県の給与水準との均衡等を考慮し、改定を行わないことが適切である。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当</p> <p>期末手当及び勤勉手当については、民間の年間支給割合が職員の年間支給月数とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適切である。</p> <p>(3) 昇給制度</p> <p>ア 55歳超職員の昇給の見直し</p> <p>平成24年、人事院は、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、55歳を超える職員（行政職俸給表（二）及び医療職俸給表（一）にあっては、57歳を超える職員）については、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸の昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制することを勧告した。その後、給与法の一部改正に伴い、平成26年1月1日から実施されることとなった。</p> <p>本県の昇給制度については、これまでも国の制度を基本に、国に準じて改正を行ってきたところであり、国の制度及び他の都道府県との均衡を図る観点から、55歳を超える職員（医療職俸給表（1）にあっては、57歳を超える職員）の昇給制度を見直すものとする。</p> <p>イ 勤務実績の給与への反映</p> <p>勤務成績を昇給へ反映させる人事評価に関して、課長級以上は実施しているものの、班長級以下は評価結果が昇給に反映されていない状況にある。</p> <p>班長級以下の昇給については、任命権者において、勤務成績が適切に反映されるよう、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(4) その他の課題</p> <p>ア 特地勤務手当</p> <p>特地勤務手当について、国は、昭和48年以降、4回にわたり特地官署の級別区分の見直しを行っており、直近では、平成22年4月に見直しを行ったところである。</p> <p>本県においては、長期間、特地公署の級別区分の全体的な</p>	

見直しが行われておらず、現在の生活環境等の実態に合致しない状況となっていることから、本県の特地公署の指定基準に基づき、見直しを行う必要がある。

イ 時間外勤務手当

時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の計算方法については、他の都道府県との均衡を考慮し、見直しについて検討する必要がある。

ウ 船員等の給与のあり方

海事職給料表を適用している乗組員については、他の都道府県の状況等を踏まえ、その適用範囲の見直しを検討する必要がある。

また、海事職給料表の構造、職務の級の格付け等について検証を行い、引き続き、船員等の給与のあり方を検討していく必要がある。

(5) 改定の実施時期

1の(3)のア及び(4)のアについては、平成26年4月1日から実施することとする。

2 職務給の原則の徹底

地方公務員法第24条第1項は、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」として、「職務給の原則」が規定されている。

平成18年度の給与構造改革における職務の級の切替えの際、任命権者において、級別標準職務表に適合しない上位の級へ格付けした実態がある。

これは、いわゆる「わたり」が経過的に残っているものであり、職員の給与水準や退職手当の調整額の算定等に影響を及ぼしている。

したがって、「職務給の原則」に基づき、早急に是正する必要がある。

3 給与制度の総合的見直し

本年の人事院報告においては、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図るため、民間の組織形態の変化への対応、地域間や世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与等、給与減額支給措置の終了後、給与制度の総合的見直しを実施することができるよう準備を進めることとしている。

本県においても、今後、国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

4 公務運営に関する課題について

(1) 勤務環境の整備

ア 年間総実勤務時間の短縮

年間総実勤務時間の短縮は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上及びワーク・ライフ・バランスを図るうえで重要な課題である。

各任命権者においては、様々な取組により一人当たりの年間総実勤務時間の短縮に努め、一定の改善が図られてきたところであるが、一部では長時間の時間外勤務が常態化している状況が見受けられることから、業務配分に応じた適正な要員配置を行うとともに、引き続き、業務の効率化、定時退庁の奨励等の取組及び年次有給休暇等を取得しやすい職場環境づくりを推進する必要がある。

一部任命権者において既に運用されている勤務管理システムは、職員の勤務状況を把握する有効な手段であり、システムの活用と分析により、更なる時間外勤務縮減と職員の健康管理に向けて取り組む必要がある。

勤務管理システムについては、その有用性から、任命権者間においても活用できるよう検討する必要がある。

イ 男性職員の育児休業取得促進等

男性職員の育児休業等の取得を促進するため、各任命権者においては制度の周知を図る等の取組がなされており、取得率の増加も見られるが、引き続き「特定事業主行動計画」に掲げる目標の実現に向けて取り組む必要がある。

また、職員が安心して産前産後休暇及び育児休業を取得できるよう、代替職員の採用配置等に努める必要がある。

ウ 配偶者帯同休業制度

本年の人事院報告においては、両立支援の具体策として、

公務において活躍することが期待される職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者帶同休業制度の導入に関して立法措置を行うよう意見の申出を行った。

本県においても、今後、国の動向及び他の都道府県の取り扱いについて注視していく必要がある。

エ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理については、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能率の維持向上という観点からも重要な課題である。

特に、心の健康の問題については、任命権者において様々な取組がなされているが、休職者は依然として多く、その対策が課題である。

各任命権者においては、こころの健康づくり対策として、メンタルヘルスケアを推進するための教育研修や情報提供、職場の人間関係を含む職場環境等の把握と改善、メンタルヘルス不調に対する早期の気づきと対応、復職支援等に取り組んできたところであるが、引き続き、相談しやすい職場環境づくりやメンタルヘルス不調に対する適切な対応等に組織的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

心の健康の問題により休職した職員の円滑な職場復帰を図るため、復職試行制度や勤務軽減措置の充実を図るとともに、再発防止に努める必要がある。

パワー・ハラスマントについては、職員の人格や尊厳を侵害する行為であり、職員の勤務意欲の低下や職場環境の悪化等の要因となることから、各任命権者においては、引き続き、発生防止や相談体制の充実に取り組むとともに、良好な職場環境の整備に努める必要がある。

(2) 人事評価制度の整備

本県（知事部局等）では、平成20年度から管理者層を対象として人事評価が行われ、平成25年度からは班長級以下の全職員について本格的に実施されたところである。

人事評価の目的は、職員の人材育成及び組織の活性化であり、各職員の勤務実績等を的確に把握し、その結果を反映した人事管理の推進に努める必要がある。

評価制度を公正かつ円滑に機能させるためには、各任命権者においては、評価者研修の充実等により評価能力の向上を図るとともに、評価者と被評価者等との相談、指導、助言等を通じた日常的なコミュニケーションを促すことにより、評価制度の趣旨、目的が十分に共有されるよう努める必要がある。

また、評価制度未実施の任命権者においては、制度の趣旨を踏まえ、実施に向け取り組む必要がある。

(3) 多様な人材の確保及び育成

複雑、高度化する県民の行政に対するニーズに迅速かつ的確に対応していくため、個々の職員の資質・能力の向上が求められている。

各任命権者においては、人材育成基本方針に基づき、職員の自己啓発を促すとともに、職場研修、派遣研修などを通じて、なお一層、多様な人材の育成に努めていくことが重要である。

さらに、女性職員の計画的、積極的な登用に引き続き努めるとともに、職域拡大等による育成に取り組む必要がある。

また、職員は、公共の利益のために勤務するものであり、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚の下、高い倫理観や使命感を保持し続けることが肝要である。各任命権者においては、管理者による注意喚起、各種研修の充実等により、法令遵守、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていくことが重要である。

なお、各任命権者が求める有為な人材の確保については、採用試験における試験区分の新設や試験実施方法の見直し等により対応してきたところであり、引き続き、必要とする職に応じて、任期付職員採用等も含め、採用方法について検討を行うものとする。

(4) 雇用と年金の接続

人事院は、本年3月の閣議決定において、雇用と年金の接続を図るための当面の措置として、定年延長ではなく希望者を再任用するものとされたことについて、やむを得ないとし、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには段階

的な定年の引上げを含め再検討が必要と報告した。

本県においても、各任命権者において、雇用と年金の接続に係る諸課題の検討がなされているところであるが、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、国の取扱いの趣旨を踏まえ、定年退職する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、その能力、専門的知識及び経験をいかせる職務への配置に努める必要がある。さらに今後は、管理職を含め、再任用希望者の増加も見込まれるため、雇用と年金の確実な接続の観点から、その能力と経験の有効活用についても併せて検討を進める必要がある。

また、これらの検討にあたっては、県民福祉の向上や行政サービスの拡充に繋がるよう留意するとともに、国の動向、他の都道府県の取組等を注視しながら、組織活力の維持方策、給与のあり方等の諸課題を検討していく必要がある。

5 効率実施の要請について

人事委員会の給与効率実施制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。

近年、行政需要が増大かつ複雑化する中、職員においては、様々な分野で日々職務に精励しており、給与をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に的確に報いていく必要がある。

職員におかれては、一人一人が県民全体の奉仕者としての責務を自覚するとともに、法令を遵守し、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるべく、使命感と誇りを持って一層職務に精励されることを要望する。

議会及び知事におかれては、給与効率実施制度の意義や役割に深い理解を示され、効率実施されるよう要請する。

また、本年7月から平成26年3月までの間として、特例条例に基づく給与減額措置が実施されている。当該措置は、国からの要請や地方交付税の減額等に伴い臨時特例的に実施されているものであるが、職員の生活に少なからず影響を与えているものと考える。

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則により決定されるべきものであり、給与減額措置が終了する平成26年4月以降については、本委員会の効率実施に基づく適正な水準が確保されるよう要望する。

勧告

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

55歳（医療職給料表①）の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した職員を当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後に昇給させる場合の昇給については、沖縄県職員の給与に関する条例第7条第3項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法（昭和25年法律261号）第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況（平成25年度）

区分	前年度末現在未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数	
					今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

県 分	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市 町 村 等 分	給 与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

- 備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員 1 人をもって 1 件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員 1 人をもって 1 件としている。また、1 人の職員が 2 以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを 1 件としている。
- 2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。
- 3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には 1 事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを 1 事案としている。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法(昭和25年法律261号)50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。

不利益処分に関する不服申立ての状況（平成25年度）

区 分	前年度末現在未処理件数	不服申立て件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の不服申立て件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
				前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の不服申立て件数に係る処理件数	
県 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	2 (2)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	計	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)
	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

市 町 村 等 分	懲戒処分	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	合 計	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	2 (2)

- 備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。
 2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたもの全ての件数である。
 3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。